

PPP/PFI推進タスクフォース 全体会合(第1回)

平成28年1月28日
国土交通省



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

空港経営改革の推進

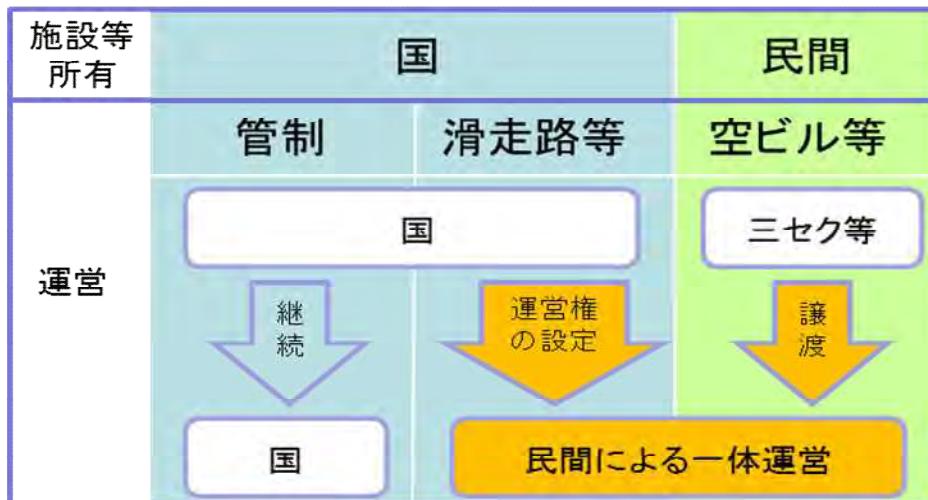
空港

国管理空港等

民活空港運営法に基づき民間による一体経営を実現し、着陸料等の柔軟な設定等を通じた航空ネットワークの充実、内外の交流人口拡大等による地域活性化を図る。

民間委託 手法

国が土地等の所有権を留保しつつ、民間に運営権を設定し、航空系事業と非航空系事業を一体経営



《各地の動き》

◎国管理空港

仙台:H28.7からの運営委託に向けて、H27.12.1に東急・前田建設・豊田通商グループが設立した新会社と契約締結済み。

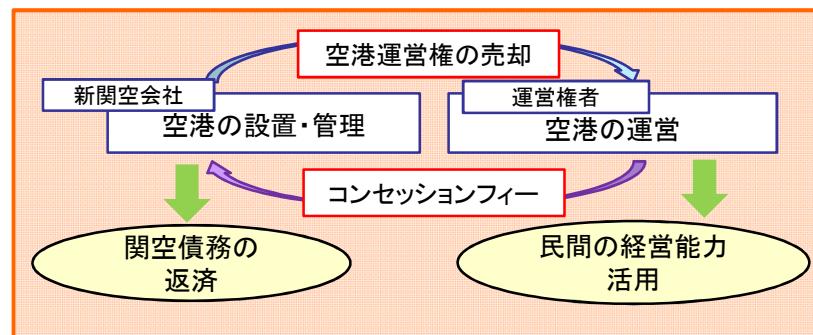
高松:H30年度からの運営委託に向けて、手続(民間の投資意向調査)を開始(H27.10～)。

福岡:滑走路増設事業のため運営委託スキーム等について検討中。

広島:具体的な空港経営改革の手法等について検討中。

関西国際空港・伊丹空港

経営統合法に基づきコンセッションを実施することで、関空債務の早期・確実な返済を行い、関空の国際拠点空港としての再生・強化、関西全体の航空輸送需要の拡大を図る。



関西国際空港・伊丹空港:

H28.4からの運営委託に向けて、H27.12.15に「オリックス、ヴァンシ・エアポート コンソーシアム」が設立した新会社と契約締結済み。

※ヴァンシ・エアポート社:ゼネコンで売上高世界第5位(仏第1位)を誇るヴァンシ・グループの一員。欧州・アジアで計24空港を運営。

◎地方管理空港

神戸、静岡、旭川等において検討中。

下水道事業におけるコンセッションの取組状況

下水道

- コンセッション方式を含むPPP/PFIの導入について先行的に検討を開始した浜松市に対し、平成23年度より国が財政的支援(全額補助)を含めた支援を実施。
- 平成26、27年度は、浜松市のニーズを踏まえ、資産情報の整備等に対する国の財政的支援を実施するとともに、国の調査として(地方公共団体負担なし)要求水準書(案)・実施契約(案)の策定に関する支援を実施。浜松市においては、平成27年12月に実施方針(案)を公表するとともに、平成28年2月の実施方針の公表、平成30年度からのコンセッション方式の導入に向けて取り組んでいるところ。
- 大阪市においては、平成27年2月に「大阪市下水道事業 経営形態見直し基本方針(案)」を策定し、コンセッション方式の導入による経営形態の見直しを進めているところ。スキームが確定次第、速やかに同方式への移行を目指す。
- 現在も浜松市及び大阪市と密に打合せを実施し、実務的な課題に対して助言を行うなど、事業の立ち上げに必要な支援に丁寧に取り組んでいるところ。
- 平成27年10月には、浜松市等の先進事例を横展開するとともに、案件形成を図るための検討会を設置。
- 今後とも以上のような必要な支援を実施していく所存。

浜松市の事例

<事業内容>

- 静岡県からの西遠流域下水道の移管(平成28年4月)に伴う職員増員と経費を抑制するため、コンセッション方式の導入により、可能な限り、業務を民間に委ねる。

- 事業期間:20年間
(平成30年度～平成49年度)
第三者機関によるモニタリングを実施。



<導入までのスケジュール>

平成26年度	事業スキームの検討、公募書類の作成、資産調査など	国土交通省において、財政的支援・技術的助言を実施
平成27年6月	実施方針(素案)の公表	
平成27年12月	実施方針(案) 要求水準書(案)の公表	
平成28年2月	実施方針の公表 特定事業の選定・公表	
平成28年4月	募集要項等の公表	
平成28年4月～	<u>西遠流域下水道移管</u>	
平成29年2月	優先交渉権者の選定	包括的民間委託
平成29年10月	運営権設定 実施契約の締結	
平成30年4月	<u>コンセッション事業開始</u>	

愛知県道路公社におけるコンセッションの導入

道路

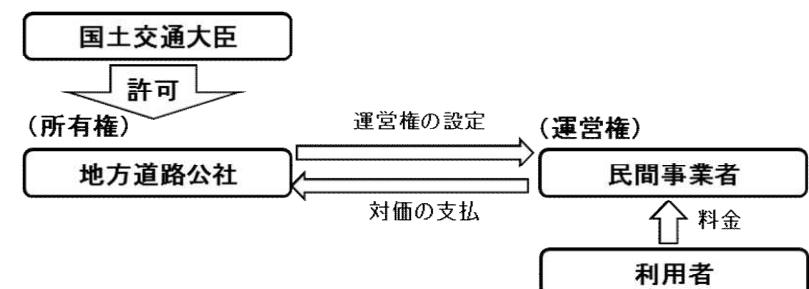
【コンセッション対象予定8路線】



路線名	延長 (km)	料金徴収期間
① 知多半島道路	20.9	S45. 7. 15 ~ H40. 2. 1※
② 南知多道路	19.6	S45. 3. 1 ~ H40. 2. 1※
③ 知多横断道路	8.5	S56. 4. 1 ~ H40. 2. 1※
④ 中部国際空港連絡道路	2.1	H17. 1. 30 ~ H47. 1. 29※
⑤ 衣浦トンネル	1.7	S48. 8. 1 ~ H41. 11. 29
⑥ 猿投グリーンロード	13.1	S47. 4. 1 ~ H41. 6. 22
⑦ 衣浦豊田道路	4.3	H16. 3. 6 ~ H46. 3. 5
⑧ 名古屋瀬戸道路	2.3	H16. 11. 27 ~ H56. 11. 26
全体	72.5	S45. 3. 1 ~ H56. 11. 26

※H28.10.1に4路線がプール化され、料金徴収期間はH58.3.31までとなる。

【コンセッション(公共施設等運営権)方式 (イメージ)】



経緯(愛知県からの構造改革特区提案)

H24.3 愛知県から、有料道路分野に民間企業が参入できる特別の措置を求める構造改革特区提案

H26.5 構造改革特区推進本部(本部長:内閣総理大臣)決定

「民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とするため、公共施設等運営権を有する民間事業者に料金徴収権限を付与する等の道路整備特別措置法の特例を設けることとする。」

H26.6 日本再興戦略(改訂)(閣議決定)

構造改革特区推進本部決定に基づき早期に法制上の措置を講ずる

H27.7 民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする

構造改革特別区域法一部改正法 成立(8月3日施行)

H27.8 愛知県が国家戦略特別区域に指定

H27.9 愛知県国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域計画を策定・申請(9月9日認定)

H27.10.13 愛知県においてPFI法に基づく実施方針の公表(運営権対価:約1,200億円以上)

H27.11.16 愛知県においてPFI法に基づく募集要項の公表

H28.1.20 参加表明書及び第1次審査資料の提出期限

平成27年
7月8日

構造改革特区法案 成立

※施行(8月3日)

内閣府が特区の手続きを実施

8月28日 国家戦略特区の指定、区域方針の決定

9月 9日 区域計画の認定(国土交通大臣は同意)

※ 国家戦略特区法の手続きで認定

あわせて、道路整備特措法に基づく有料道路事業変更許可
 ・追加投資に伴う料金徴収期間の延長
 ・知多3路線と空港連絡道路のプール化 等

愛知県道路公社がPFI法に基づく手続きを実施

平成27年 10月13日 実施方針の公表

11月16日 募集要項の公表

平成28年 1月20日 参加表明書及び第1次審査資料の提出期限

2月中旬 第1次審査結果の通知

5月頃 第2次審査資料の提出期限

6月頃 優先交渉権者の決定

8月頃 民間事業者との契約締結 等

平成28年
10月頃

民間事業者による運営開始